

国空乗 390 号
平成 19 年 11 月 27 日
一部改正国空航第 850 号
平成 24 年 3 月 30 日
一部改正国空航第 1517 号
令和元年 10 月 29 日
一部改正国空航第 2715 号
令和 2 年 12 月 22 日
一部改正国空航第 460 号
令和 3 年 6 月 2 日

航空機乗組員飛行日誌記入要領

1. 記入手段及び証明方法

- (1) 飛行記録は航空機の種類ごとに飛行日誌を別にして記録すること。
- (2) 記入には青又は黒のインク又はボールペンを使用すること。
また、訂正内容の履歴がわかるようにすること。
- (3) 飛行記録は航空法施行規則第 44 条に定める方法により証明を受けること。
 - (ア) 副操縦士としての業務を行った場合は機長の証明、単独飛行を行った場合は操縦教員の証明、同乗教育の場合は監督者の証明を受けること。
 - (イ) 操縦者以外の乗組員（機関士、航空士、通信士等）としての業務を行った場合は機長の証明を受けること。
 - (ウ) 機関士としての訓練を受けた場合は、訓練を担当した航空機関士である教官の証明を受けること。
 - (エ) 航空士としての訓練を受けた場合は機長の証明を受けること。

2. 日誌の各欄の記入要領

- (1) 月 日 (DATE)
(例) 11 月 16 日の場合は 11. 16
- (2) 航空機の型式 (TYPE OF AIRCRAFT)
日本語又は ICAO 型式略号
(例) ビーチ A36 又は BE36
- (3) 国籍及び登録記号 (AIRCRAFT IDENTIFICATION)
(例) JA3456
- (4) 出発地、到着地 (POINT OF DEPARTURE (FROM) & ARRIVAL (TO))
日本語又は ICAO 地点略号
(例) 関西国際空港又は RJBB
- (5) 出発時刻、到着時刻 (TIME OF DEPARTURE & ARRIVAL)
ローカルタイム又は UTC を時：分の 4 文字で記入すること。
(例) 09:10
- (6) 飛行内容 (REMARKS, PROCEDURES, MANEUVERS, etc)
 - a. 訓練の場合
訓練科目、レッスンプラン番号等を記入すること。
(例) STALL、ILS、FFS-1
 - b. 使用事業の場合
写真撮影、宣伝等の事業内容を記入すること。

c. 航空運送事業の場合

飛行ルート又は便名を記入すること。

d. その他

離陸回数を記録する場合は右端に記入し、夜間の回数には N を付して別数として記入する。

模擬飛行装置又は飛行訓練装置での回数を記録する場合は()を付して実機の回数と区別して記録すること。

(7) 着陸回数 (NUMBER OF LANDINGS)

連続離着陸を含めた回数を記入すること。夜間の回数には N を付して別数として記入する。回転翼航空機の場合は、ホバリングからの垂直離着陸は含まない。

オートローテーション着陸を実施した場合は 29 項の補足事項の欄に、また、必要に応じ夜間の離陸、着陸の回数は右下欄にも併せて記入すること。

模擬飛行装置又は飛行訓練装置での回数を記録する場合は()を付して実機の回数と区別して記録すること。

(例) 合計 5 回の着陸を行い、うち 1 回が夜間の場合 4, N1

(8) 飛行時間 (FLIGHT TIME)

航空機の種類ごとに飛行日誌を別にして記入すること。

9、10、11、14、15、23 及び 24 項に該当するものを合計し、時：分で記入すること。

(9) 機長 (PILOT IN COMMAND)

国空航第 1517 号 (令和元年 10 月 29 日付) 「航空法施行規則別表第二の運用について」に該当する時間を記入すること (ただし、(10)に該当する単独飛行時間は「単独 (SOLO)」の飛行時間として記入すること)。

なお、操縦教育を受ける者が機長席で操縦を行っても上記通達に該当する場合を除いては機長飛行時間とはならない。

(10) 単独 (SOLO) 又は副機長 (SECOND IN COMMAND)

練習生が単独で航空機に乗り込んで操縦した飛行時間又は国際運航において機長が休息中、運航規程に定められた要件を満たした定期運送用操縦士の技能証明を有する者が交替要員として業務を行った飛行時間を記入すること。

(11) 機長見習業務等 (PILOT IN COMMAND UNDER SUPERVISION etc)

以下の 2 号に該当するものを記入すること。

1. 機長の監督下で機長見習業務を行った飛行時間。29 項に PUS と記入すること (技能証明取得に必要な飛行経歴として機長飛行時間に充当できる時間については、航空法施行規則別表第二に従うこと。)

2. 航空運送事業者の運航規程及び運航規程付属書に定められた適切な監督資格を有する機長の監督下で、機長としての操縦業務を代行した飛行時間 (機長代行業務という。)

なお、定期運送用操縦士の資格を有し機長資格を受けるために機長席において機長業務を行った時間は同乗教育時間に記入すること。

(12) 野外飛行 (CROSS COUNTRY FLIGHT)

9、10 又は 11 項において野外飛行を実施した場合の飛行時間を記入すること。

野外飛行の解釈は空乗第 2129 号 (平成 6 年 11 月 16 日付) 「野外飛行の解釈及び運用について」のとおりである。

(13) 夜間飛行 (NIGHT FLIGHT)

9、10 又は 11 項において夜間飛行を実施した場合の飛行時間を記入すること。

(14) 副操縦士 (CO-PILOT)

機長以外の操縦者として航空法第 65 条第 2 項の業務を実施した飛行時間又は、航空運送事業者に所属する者が運航規程に定められた副操縦士として乗務した飛行時

間を記入すること。

ただし、構造上、一人の操縦者で操縦することができる航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機による当該特定の方法又は方式での飛行時間を除く。）については、（）を付して、上記副操縦士としての飛行時間と区別すること。

(15) 同乗教育 (DUAL INSTRUCTION RECEIVED)

操縦練習生が操縦教員又は操縦練習の監督を行う者と共に航空機に乗り組んで操縦教育を受けた飛行時間を記入すること。

技能証明を有していても操縦教育を受けた場合は同乗教育となる。

(16) 野外飛行 (CROSS COUNTRY FLIGHT)

14 又は 15 項において野外飛行を実施した場合の飛行時間を記入すること。

(17) 夜間飛行 (NIGHT FLIGHT)

14 又は 15 項において夜間飛行を実施した場合の飛行時間を記入すること。

(18) フード (HOOD (AIRCRAFT HOODED))

航空機に乗り組んで視野制限装置を使用して計器飛行の訓練をした飛行時間を記入すること。

(19) 計器飛行 (ACTUAL INSTRUMENT)

計器飛行方式 (IFR) で飛行した時間のうち計器飛行を実施した時間を記入すること。

(20) 模擬飛行装置 (FLIGHT SIMULATOR)

国土交通大臣が国空乗第 91 号（平成 14 年 3 月 28 日付）に基づいて認定した模擬飛行装置で操縦の訓練を行った時間を記入すること。国土交通大臣の認定を受けていない模擬飛行装置で訓練を受けた場合で、その時間を記録する場合は（）を付して、国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置で訓練を受けた時間と区別すること。

(21) 飛行訓練装置 (FLIGHT TRAINER)

国土交通大臣が国空乗第 91 号（平成 14 年 3 月 28 日付）に基づいて認定した飛行訓練装置で操縦の訓練を行った時間を記入すること。国土交通大臣の認定を受けていない飛行訓練装置で訓練を受けた場合で、その時間を記録する場合は（）を付して、国土交通大臣の認定を受けた飛行訓練装置で訓練を受けた時間と区別すること。

(22) 操縦教員 (AS FLIGHT INSTRUCTOR)

操縦教員として操縦教育を行った飛行時間及び空乗第 2085 号（昭和 60 年 8 月 2 日付）「航空法第 34 条第 2 項の操縦教育を行う操縦者の最近の飛行経験について」に該当する時間を記入すること。

通達による場合はその内容を 29 項の補足事項に記入すること。

(23) 航空機関士 (FLIGHT ENGINEER)

航空機関士としての飛行時間又は航空機関士として訓練 (OJT を含む) を受けた時の訓練生の飛行時間を記入すること。

(24) その他の飛行時間 (OTHER FLIGHT TIME OR MISCELLANEOUS)

以下の時間を記入すること。

(ア) 操縦者以外の乗組員（航空士、通信士等）としての飛行時間

注：構造上、一人の操縦者で操縦することができる航空機において、内部規定等に基づき、航空法第 28 条に従って無線設備の操作を行う場合に必要な資格を有する、機長以外の操縦士が通信士業務を実施した場合を含む。(29)の補足事項には「通信士業務」と記載すること。ただし、同乗教育を行った時間及び受けた時間については、それぞれ機長飛行時間及び同乗教育時間として記入すること。

(イ) 航空士として練習を行った時間

(ウ) 操縦席に着かずに国家試験、機長審査、技能審査等を実施した試験官、審査

官、操縦技能審査員、査察操縦士、査察担当操縦士、技能審査担当操縦士、技能審査員又は指名技能審査員の飛行時間

(エ) 技能証明を有する者が計器飛行訓練を行った場合において衝突防止の見張りのために乗り組んだ有資格操縦士が当該業務を行った飛行時間

(25)、(26) 自由欄 (SPACE COLUMN)

各自が自由に使用。国家試験受験資格又は最近の飛行経験を証明するために必要な集計等に用いる。

(27) 機長、操縦教員の証明 (PILOT IN COMMAND OR INSTRUCTOR'S SIGNATURE)

機長又は操縦教員は、当該飛行の証明を行うこと。

(28) 教証番号 (FLIGHT INSTRUCTOR'S CERTIFICATE NUMBER)

操縦教員から操縦教育を受けた場合、27 項の操縦教員の証明と共に操縦教育証明番号を記入すること。

(29) 補足事項 (SUPPLEMENTARY NOTE)

6、7、11、22、24、25 及び 26 項の補足、説明事項等を記入すること。

国土交通大臣の認定を受けていない模擬飛行装置や飛行訓練装置で行った着陸回数を記録する場合はこの欄に記入すること。

(30) 頁の記載についての証明欄

頁内について記載のとおり相違ない旨を前置きして、証明者の氏名を記入すること。

附 則

本要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 10 月 29 日)

本要領は令和元年 10 月 29 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 22 日)

本要領は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 2 日)

本要領は令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

備 考

a. 当該航空機を操縦することができる有資格者同士で搭乗した場合、航空法第 65 条第 2 項で定める航空機以外の航空機では機長として操縦した時間が機長時間となる。操縦しないときは記入しないこと。

b. 操縦士又は操縦訓練生が操縦席に着かずに行った航法練習の時間は飛行時間とはならない。

参 考

定 義

○ 機長 (Pilot-in-command)

飛行時間中、航空機の運航と安全に対して責任を有する操縦士

○ 機長見習業務等 (Pilot in command under supervision etc)

航空運送事業者等に所属し副操縦士としての業務を行う者に関して、運航規程等に基づき機長の監督の下で行った機長見習業務若しくは機長代行業務 (平成 3 年 12 月 25 日付け空航第 1162 号「定期航空運送事業者等における機長の飛行時間の管理要領」) の飛行時間

○ 単独飛行時間 (Solo flight time)

操縦練習生が航空機の単独の占有者である間の飛行時間

- 副機長 (Second in command)
国際運航において、巡航中に機長が操縦席を離れて休息をとる場合に、その交替要員としての業務を行う者（平成 12 年 1 月 31 日付け空航第 78 号「運航規程審査要領細則」）をいう。
- 副操縦士 (Copilot)
機長以外の操縦者として航空法第 65 条第 2 項の業務を行う者
- 同乗教育時間 (Dual instruction time)
操縦練習生が操縦教員又は操縦練習の監督を行う者と共に航空機に乗り組んで操縦教育を受けた飛行時間
- 模擬飛行装置 (Flight simulator)
航空機乗組員の訓練、試験、審査等に適する装置であって、特定の型式の航空機の操縦室を模擬したものをいう。
- 飛行訓練装置 (Flight trainer)
計器飛行訓練に適する装置であって、航空機の操縦室に類似するもの。
- 航空機乗組員 (Flight crew member)
飛行時間中、主として航空機運航の業務を課せられている技能証明等所有の乗組員
- 飛行時間 (Flight time)
航空機が、離陸の目的をもって、自己の力によって最初に動き出す瞬間から、飛行終了後に静止に至る瞬間までの総時間（プッシュバックを含む。）

注：ここに定義された飛行時間は、一般に使用されている区間時間 (block to block) 又は車輪止め時間 (chock to chock) と同義語であるが、これらは航空機が搭載地点を動き始めた時刻から積卸し地点に停止するまでの時間として測定された時間である。